参考様式第５－１号

農　総　第　1252　号
令 和 7 年 3 月 13 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長　下鶴　隆央

市町村名 （市町村コード）	鹿児島市 （46201）
地域名 （地域内農業集落名）	下福元町　玉利・大脇原 （　　大脇原　玉利　　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月11日 （第4回）

注１:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

担い手が畜産・農業生産を行っているが、地域の多くの農地は小区画で、小規模の生産者が農産物を生産している。現在、ほとんどの耕作者が現状維持（耕作を続ける）の意向を示しているが、高齢による離農の可能性が高いことが課題である。

（２）　地域における農業の将来の在り方

耕作者が離農する農地を、担い手に集積させるとともに、集積しきれなかった農地については、地域外から多様な経営体を呼び込み、農業生産を行ってもらう。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	18.1　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.0　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地域内の農振農用地のうち、農業に利用されている農地で、担い手が耕作している農地とその周辺を区域とした。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
現状、ほとんどの耕作者は現状維持で、担い手への土地集積は難しい状況にある。今後は離農者が増える事が予想され、農地を担い手へ集積させていく。
（2）農地中間管理機構の活用方針
耕作者が離農する前に情報を把握し、離農予定地近くに農地を持つ担い手に伝え、双方の意見を調整したうえで、貸し借りが成立するようであれば、農地中間管理機構を通じて契約を行う。
（3）基盤整備事業への取組方針
今のところ取り組む予定はないが、状況に応じて検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、地域内に担い手が4戸いるが、離農者が増えてくると、この4戸ではカバーできない可能性がある。地域内外から担い手となりうる多様な経営体を募り、育成していくため、関係機関と連携し、新たな担い手となるように育成に取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託サービス事業体が近くに存在しないため、担い手により地域農業の維持に努める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	☑	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

・農道、堂園原2号線及び大脇原3号線、玉利堂園2号線の拡幅を検討する。
　大脇原4号線及び6号線の路肩復元を検討する。